

平成 29 年度第 2 回選挙管理委員会会議録

日 時 平成 29 年 9 月 1 日(金)午前 9 時から  
 場 所 日進市役所 4 階第 1 会議室  
 出 席 者 星野委員長、浅井委員、三浦委員、羽入田委員  
 事 務 局 須崎書記長、石川書記、伊藤書記、稲葉書記、水野書記  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 無  
 議 題 1 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）の決定  
 について  
 2 在外選挙人名簿登録者数（案）について  
 3 愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会の負担金について  
 4 その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から平成29年度第2回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	あいさつ
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日及び登録日共に平成29年9月1日であります。</p> <p>住所要件は、平成29年6月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3か月以上日進市に住所を有する方です。</p> <p>年齢要件については、平成11年9月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象者です。また、平成29年5月1日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性34,987人、女性35,585人、合計70,572人となりました。前回6月の定時登録より合計で74人の増加です。</p> <p>また、これにより投票に必要な署名数が算定されることとなります。</p> <p>日進市条例の制定改廃等に必要署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,412人、議会の解散、市長のリコール等に必要署名数は、登録者数の3分の1にあたる23,524人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる11,762人となります。資料2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの70,572人</p>

について、投票区別の登録状況が示してあります。それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願いします。

各委員 名簿確認

委員長 議題1の選挙人名簿定時登録者数等について、決定してよろしいか。

各委員 異議なし。

委員長 それでは、議題1 選挙人名簿定時登録者数及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。

続きまして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。

事務局 それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について、6月定時登録以降の委員長専決処分を行いましたことの報告について説明します。

資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方です。委員長の専決処分で6月の定時登録以後、資料3のとおり2人登録し、5人抹消しました。これにより、9月1日現在の登録者総数は、男性44人、女性29人の合計73人となり、前回の6月定時登録より合計で3人の減少です。また、資料4に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの73人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の基準日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますと思います。

各委員 名簿確認

委員長 議題2の在外選挙人名簿登録について、事務局からの報告のとおり、決定してよろしいか。

各委員 異議なし。

委員長 それでは、承認されましたので、議題2 在外選挙人名簿登録者数について、案のとおり決定します。

委員長 続きまして、議題3 愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会の負担金

について、説明をお願いします。

事務局 愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会の負担金の引き下げについて資料5により説明します。資料5をご覧ください。平成30年度以降に負担金を現在の7,000円から6,000円に引き下げる検討がされており、選挙管理委員会への諮問依頼がありました。ご異議がなければ、提案どおり了承すると回答させていただきますので、よろしくをお願いします。

委員長 ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。

委員 特になし。

委員長 それでは、議題3の愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会の負担金については、提案のとおり承認します。

続きまして、議題4のその他について何か議題はありますか。

事務局 2点あります。まずは、資料6をご覧ください。平成29年6月21日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、条例で定めるところにより市の議会の議員の選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになります。枚数の上限は、候補者1人につき2種類以内のビラ4,000枚で、単価の上限は、市長の選挙と同額となります。施行期日が平成31年3月1日からとなっていますので、平成31年の統一選から適用となります。周知期間が必要との判断から1年前には条例制定をする必要がありますので、ポスター等の額の改正とあわせて平成30年3月の市議会定例会に条例案を上程するため準備をしているところです。12月の委員会で条例案については報告させていただく予定です。以上です。

委員長 ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。

委員 無料とすることができる。とはどういうことですか。

事務局 公営費として税金で負担するという意味です。前回の市長選挙の際にも両候補者ともに公費で負担をしています。今後は市の議会議員選挙についても同様に公費負担ができるようになるよう条例を制定することを検討していきます。

委員長 他に、質問及び意見はありますか。

委員 特になし。

委員長 それでは、2点目について、説明をお願いします。

事務局	資料7をご覧ください。先日新聞に市議3人が盆踊りに「会費」を支払ったという記事が掲載されました。これを受けまして、選挙管理委員会としては、寄附の禁止に関する啓発活動を強化する必要があると考えております。この秋には地域で秋まつり等も予定されるため、まずは10月5日に行われる区長会において、寄附禁止に関するパンフレット等を配布し、その後も毎年継続的に啓発を行っていく予定でおります。
委員長	ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。
委員	肩書きの有無に何か違いはあるのですか。
事務局	ありません。肩書きが書いていなくても、さらに言えば家族や親類、秘書など名義のいかんを問わず寄附は禁止されています。
委員長	他に、質問及び意見はありますか。
委員	特になし。
委員長	それでは、事務局は啓発を徹底してください。
事務局	承知いたしました。
委員長	他に議題はありますか。
事務局	ありません。
委員長	それでは、第2回選挙管理委員会を終了します。
午前9時15分閉会	